平成２４年（フ）第７０８号
神奈川県藤沢市片瀬４丁目13番12号
債務者　山口　英男
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内嶋　順一
4　破産債権の届出期間　平成24年５月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月21日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０３号
静岡県浜松市中区葵西２丁目12番14号
債務者　山崎　大祐
1　決定年月日時　平成24年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸田　真穂
4　破産債権の届出期間　平成24年５月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月27日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１２５号
静岡県浜松市南区安松町87番地の10
債務者　冨永　泰正
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡島　順治
4　破産債権の届出期間　平成24年５月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月27日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１８９号
栃木県鹿沼市樅山町206番地２
債務者　石澤　有三
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茅島　和幸
4　破産債権の届出期間　平成24年５月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月29日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５９号
広島県福山市鞆町鞆404番地20
債務者　梅田　　愃
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神原　宏尚
4　破産債権の届出期間　平成24年６月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月20日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第５０５号
広島市東区光町１丁目７番16―206号　第１田万里ビル
債務者　舛野　博昭
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　紀史
4　破産債権の届出期間　平成24年５月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月13日午後４時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３３号
兵庫県姫路市広畑区小坂164番地63
債務者　高田一男こと　崔　　点植
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木　正晃
4　破産債権の届出期間　平成24年５月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月３日午前10時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第９５号
北海道旭川市末広東１条２丁目６番22号
債務者　堀設備こと　堀　　康弘
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉川真由美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月４日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５３５号
大阪市淀川区東三国６丁目21―30―206、住民票上の住所大阪市浪速区大国１丁目７番18―404号
債務者　吉永　敏弘
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　幡野　有紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５６０号
兵庫県加古川市加古川町中津257番地の１
債務者　井上　　登
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯浅　　靖
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７号
群馬県高崎市貝沢町617番地７　シャンボール日東プラザ507号
債務者　中田　久美
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀口　　均
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第９２２２号
大阪府寝屋川市萱島東２丁目13番21号
債務者　坂本　幸治
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨田　陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月25日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５５４号
大阪府東大阪市岩田町５丁目16番48号　コーポ南野207号
債務者　田坂　治久
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉平　大充
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月25日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５７８号
大阪市住之江区南港東１丁目６番１―1219号
債務者　岡田　和義
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中森　俊久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月25日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６１２号
大阪府守口市八雲西町３丁目８番30―202号
債務者　井手　直巳
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森岡　利浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月25日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部